

嘉手納町

今の家を、未来の暮らしへ

住宅リフォーム



支援事業補助金

受付期間

令和8年5月1日～令和8年12月18日

今年度2月末日までに工事完了の実績報告が提出できること

- ・ 共通条件：工事が始まっていないもの /
築10年以上経過した建物 / 補助対象工事が10万円以上 /
店舗、事務所等の併用住宅の場合は、居住部分のみ /
施工業者は町内に本社がある法人又は、住民登録している個人事業者
対象工事費の50%、または下記の上限額でいずれか低い方

新たに多世帯で
住むため

上限50万円

空き家をご自身で住むため

上限30万円

そのほかの住宅

上限20万円

子育て世帯はさらに加算！ 上限 +30万円

・ 18歳に達するお子さんがいる世帯（最初の3月31日までの子）

リフォーム支援事業：補助金タイプ別詳細

タイプ	補助上限額	主な条件
①新たに多世帯住宅	50万円	・ 親子又は祖父母と孫が新たに同居 ・ 台所、便所、浴室のいずれかの新設を含む工事 ・ 賃貸は対象外
②空き家（所有者居住）	30万円	・ 1年以上居住者のいない住宅（水道使用状況確認）
③子育て世帯 加算	+30万円	・ 18歳までの子を養育する世帯 ・ 上記①または②に該当する場合のみ
④その他	20万円	・ 現在お住まいの家、賃貸目的の空き家・戸建、 共同住宅（1戸あたり20万円）

お問合せ窓口

※令和8年度から対象工事に変更があります。

詳しくは下記の住宅リフォーム支援ホームページ又は、お問合せ窓口にご確認下さい

嘉手納町役場 2階 企画財政課 定住対策係



098-956-1111 内線244

窓口予約された方が優先となります。

お電話又は、右記の窓口予約のQRコードよりご予約をお願いします。

住宅リフォーム支援
ホームページ

窓口予約